

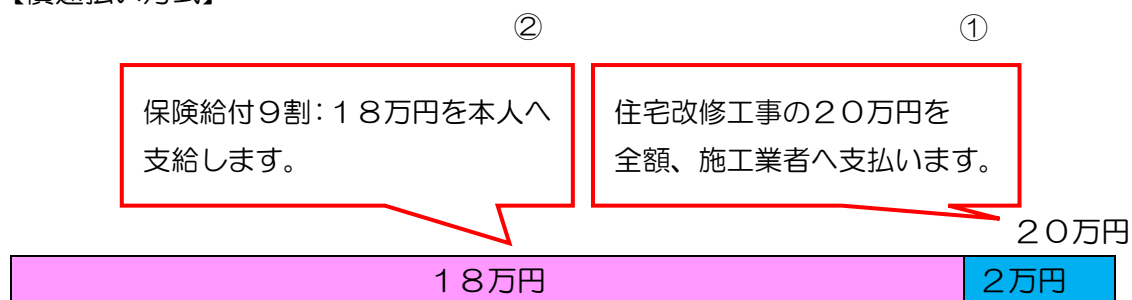
介護保険住宅改修費受領委任払いの取り扱いについて

介護保険における住宅改修費とは、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とした環境整備に対して、保険給付を行う制度であり、その支給方法は、利用者が一時的に全額負担をした後に、本人負担（1割または2割）を除いた額（9割または8割）を償還することが原則とされています。

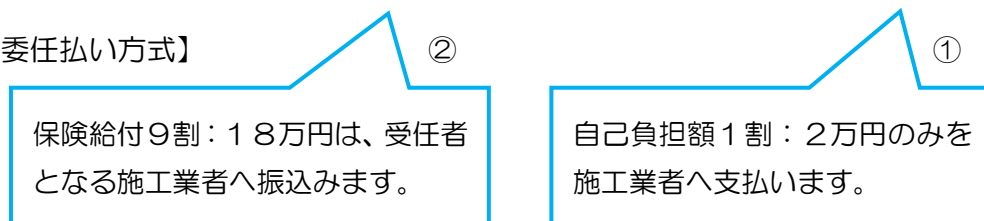
受領委任払い方式を導入することで、償還払いによる利用者の一時的な経済的負担を軽減し、経済的理由によるサービスの利用控えを防ぐ効果が期待できます。

例：自己負担割合1割の要介護被保険者等が、介護保険給付対象となる工事（20万円）を行った場合

【償還払い方式】



【受領委任払い方式】



1 事前申請

(1) 次の書類を介護保険課保険給付係へ提出します。

- ①介護保険住宅改修費支給申請書
- ②工事見積書（内訳がわかるもの）
- ③平面図
- ④住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
- ⑤改修前の写真（撮影日付き）
- ⑥介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払いに係る委任状（第1号様式）

(⑥以外は「償還払い方式」と変わりません。)

(2) 「住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書」の受け取り
及び住宅改修の着工

介護保険課保険給付係で、事前申請書類を審査し、工事内容や価格等に疑義がない場合には、利用者あてに「住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書」（第2号様式）を送付します。通知が届いたら、施工業者に連絡し、工事を開始してください。
※工事内容が変更になる場合は、必ず介護保険課保険給付係に連絡をしてください。

2 事後申請

(1) 工事終了後、施工業者へ保険給付対象分の1割または2割の額を支払い領収証の交付を受け、次の書類を介護保険課保険給付係へ提出します。

- ①住宅改修費事前申請確認書兼住宅改修完了報告書（第2号様式）
- ②領収証（要介護被保険者等負担分）
- ③改修後の工事箇所の写真（撮影日付き）
- ④工事内訳書（実際の施行内容がわかるもの）

例：自己負担割合1割の要介護被保険者等が、介護保険給付対象となる工事（54,321円）を行った場合

自己負担額 = 54,321円 × 1/10 ≒ 5,433円
(1円未満の端数は切り上げます。)

例：住宅改修に係る費用が支給限度基準額（20万円）を超える工事、または介護保険給付対象外の工事を行った場合

保険給付9割：18万円は、受任者となる施工業者へ振込みます。

手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修費

30万円

18万円

2万円

10万円

20万円分の工事までが、保険給付の対象となります。

(20万円以下の工事であっても、保険給付の対象外となる場合があります。)

20万円

自己負担額

介護保険給付対象の1割：2万円

介護保険給付対象外の全額：10万円

例：住宅改修に係る費用が支給限度基準額を超える工事（30万円）、または介護保険給付対象外の工事を行った場合の領収証の記載例

領収証	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇〇〇〇 様	
金額	¥120,000円
ただし、 <u>トイレ及び浴室の手すりの取り付け、並びに廊下の段差解消工事</u> （300,000円）の利用者負担額（ <u>介護保険対象額20,000円、介護保険対象外工事100,000円</u> ）として 上記正に領収しました。	
（所在地）	
（事業所・代表者名）	
印	

（2）支給決定通知書及び支払通知書の送付と住宅改修費の振込み

介護保険課保険給付係で、事後申請書類を審査し、締切日から、およそ20日後に「介護保険給付費支給決定通知書」を利用者へ、「介護保険給付費支払通知書」（第3号様式）を施工業者へそれぞれ送付し、指定の口座に住宅改修費を振込みます。

住宅改修費支給申請の締切日は、毎月10日、20日及び月末となっています。
（ただし、土日、祝日にあたる場合は、その前日になります。）

3 利用者の制限

次のいずれかに該当する場合は、受領委任払いを利用できませんので、ご注意ください。ただし、（2）、（3）に該当する場合は、状況により利用できる場合がありますので、予めご相談ください。

- （1）給付制限を受けている場合
- （2）要介護認定の申請中（新規・変更）で、要介護度が決定していない場合
- （3）入院中または入所中の場合

問い合わせ先

甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課保険給付係
電話055-237-5480